

成年後見申立ての手引

千葉家庭裁判所

第9版（平成30年4月）

《はじめに》

認知症、知的障害、精神障害などにより、法律行為（契約）や財産管理に関する判断能力が必ずしも十分でない方は、本人がよくわからないまま不利な契約をさせられたり、必要と思われない高額商品を購入させられたりして、不利益を被るおそれがあります。

成年後見制度は、こうした事態に備え、あらかじめ本人の援助者を裁判所の審判で決めておき、本人がしてしまった不利な契約を援助者が事後に取り消して被害を回復したり、本人に代わって援助者が契約をしたりすることによって、本人の生活や財産を守る制度です。

なお、この制度は、あくまで、判断能力が十分でない方が対象ですので、身体的な障害のみの方は利用できません。

成年後見制度は、法定後見と任意後見の2つの制度からなります。また、法定後見は、以下のように、本人の判断能力の程度によって、後見、保佐、補助の3つの類型に分かれます。

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

ほう 法	てい 定	こう 後 見	けん 見	にんいこうけん 任意後見
こうけん 【後見】 判断能力が 全くない	ほさ 【保佐】 判断能力が 著しく不十分	ほじょ 【補助】 判断能力が 不十分		契約に基づく

この手引では、法定後見のご利用をお考えの方に向けて、制度の概要、手続の流れ、必要な書類、援助者（成年後見人、保佐人、補助人）の職務などについて説明しています。ご利用にあたっては、この手引をよくお読みください。

なお、この手引では、特に断りがない限り、判断能力が必ずしも十分でない方を「本人」と、本人を援助する成年後見人・保佐人・補助人を総称して「後見人」と、家庭裁判所を単に「裁判所」と、法務局及び地方法務局を「法務局」と表記しています。

《 本 編 目 次 》

《申立準備の前にお読みください》 4

- 1 申立ての取下げの制限^{せいげん}
- 2 申立手続費用の負担者
- 3 提出書類の閲覧・コピー^{えつらん}
- 4 本人の権利の制限
- 5 後見人として誰が選任されるか
- 6 財産管理の方法
- 7 後見制度支援信託^{こうけんせいどしえんしんたく}，後見制度支援信託と同様の仕組みとなっている金融商品，後見人の追加選任，後見監督人選任
- 8 職務懈怠^{しよくむけたい}による後見人の解任
- 9 後見人の民事上・刑事上の責任
- 10 後見人の職務の終了

《成年後見制度（法定後見）について》 6

- 1 後見
後見について 成年後見人の職務
【後見制度支援信託】
【後見制度支援信託と同様の仕組みとなっている金融商品】
- 2 保佐
保佐について 保佐人の職務
【民法第13条第1項で規定されている同意を要する行為】
- 3 補助
補助について 補助人の職務
【参考】任意後見制度について

《申立ての手続》 12

- 1 申立てをする裁判所
- 2 申立てができる人
- 3 後見人になれない人
- 4 申立てに必要な費用
- 5 申立てに必要な書類
申立書・申立書付票 本人の意見書 診断書及び診断書付票 後見人等候補者事情説明書 親族関係図 親族の同意書 収支予定表 財産目録 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本），住民票など 登記されていないことの証明書
【千葉県の窓口申請】 【郵送による申請】

《手続の流れ》 16

《 記載例・資料編 目次 》

申立てをする裁判所	21
提出書類一覧	22
後見開始申立書 記載例	24
保佐開始申立書 記載例	26
補助開始申立書 記載例	28
代理行為目録 記載例	30
同意行為目録 記載例	31
親族関係図 記載例	32
収支予定表 記載例	33
財産目録 記載例	34
遺産目録 記載例	36
財産資料のコピーの取り方	38
とうき 登記されていないことの証明申請書 記載例	39
「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項	40

《申立準備の前にお読みください》

成年後見制度（法定後見）の申立てにあたり、以下の事項をあらかじめご理解の上、準備をお進めください。

1 申立ての取下げの制限

後見開始・保佐開始・補助開始の審判事件は、一旦申立てがなされると、公益性の見地や本人保護の観点から、裁判所の許可がなければ取り下げることができません。例えば、申立人が推薦する候補者が後見人に選任されない見込みであること、申立人が希望しないのに後見監督人を選任と言われたこと、後見制度支援信託又は後見制度支援信託と同様の仕組みとなっている金融商品（8頁）を利用するように言われたことなどを理由とする取下げは認められません。

2 申立手続費用の負担者

申立書に添付する印紙、切手などの費用、戸籍の全部事項証明書（こせき戸籍謄本）や住民票、各種証明書の交付手数料、鑑定費用などは、原則として申立人の負担となります。なお、これらの費用を本人の財産から負担すべき事情がある場合は、申立書と一緒に、その事情を記載した書面を提出してください。

3 提出書類の閲覧・コピー

利害関係人は、裁判所が相当と判断すれば、申立人が裁判所に提出した書類を閲覧又はコピーすることができます。

4 本人の権利の制限

本人が後見開始・保佐開始の審判を受けると、医師、税理士等の資格や、会社役員、公務員などの地位を失います。補助開始は制限を受けません。

選挙権については、後見・保佐・補助いずれにおいても制限を受けません。

5 後見人として誰が選任されるか

後見人として誰が選任されるかは、申立ての目的や本人の状況、候補者の適格性、本人や親族の意向などを総合的に判断して裁判所が決めます。したがって、裁判所の判断によっては、申立人が推薦した人でない方が選任されるこ

とがあります（例えば、親族間に意見の対立がある場合、本人の財産が多額である場合、後見人が法的な判断・手続をする必要がある場合、申立人が推薦する方では後見人としての職務遂行が難しいと判断される場合など）。

また、後見人に弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者が選任された場合、毎年1回定期的に本人の財産から報酬^{ほうしゅう}を支払う必要があります。報酬額は、本人の財産状況や後見人の職務内容などを考慮し、裁判所が決めます。

6 財産管理の方法

本人の財産はあくまで他人の財産とお考えください。後見人に選任されると、本人の財産については以下のような行為はできません。

- (1) 後見人の生活費に使うこと（後見人が本人に扶養されている場合を除く^{のぞ}）
- (2) 親族や第三者に贈与や貸付けをすること（相続対策が目的でも不可）
- (3) 株式投資や投機的な資金運用をすること
- (4) 本人の財産を、本人以外の人への借入れの担保に供すること
- (5) 法定相続分が確保されないような遺産分割協議をすること

7 後見制度支援信託、後見制度支援信託と同様の仕組みとなっている金融商品、後見人の追加選任、後見監督人選任

本人の現金や預貯金が一定額以上の場合、財産の適切な管理及び後見人の負担軽減のため、後見制度支援信託又は後見制度支援信託と同様の仕組みとなっている金融商品（8頁）をご利用いただいたり、第三者後見人や第三者後見監督人が選任されたりします。この場合、本人の財産から手数料や報酬を支払う必要があります。

8 職務懈怠による後見人の解任

後見人が、裁判所に対して所定の期限までに後見事務の報告をしなかったり、本人の財産管理が不適切だったりして、後見人としての適格性に疑義が生じると、財産管理を担当する第三者後見人が追加で選任されたり、第三者後見監督人が選任されたりするほか、場合によっては解任されることがあります。

9 後見人の民事上・刑事上の責任

後見人が、本人の財産に損害を与えると、賠償責任^{ばいしょうせきにん}を負います。また、悪質な場合には、業務上横領罪などの刑事責任を問われることがあります。

10 後見人の職務の終了

後見人の職務は、本人が亡くなるか、又は本人の判断能力が回復して手続が取り消されるまで続きます。保険金受領や遺産分割など、当初の目的を達成すれば終わるものではありません。

《成年後見制度（法定後見）について》

1 後見

(1) 後見について

後見は、財産管理や契約・手続をするための判断能力が全くない方が対象です。ご利用の場合は「後見開始」の審判の申立てをしてください。後見開始の審判とともに、本人を援助する人として**成年後見人**が選任されます。

成年後見人は、包括的な代理権を持ち、身上監護と財産管理において、本人に代わって契約を結んだり、契約を取り消したりすることができます。

なお、本人に一定額以上の財産がある場合は、本人の財産を適切に管理し保護するとともに、成年後見人の財産管理の負担を軽減するため、①後見制度支援信託又は後見制度支援信託に並立・代替する金融商品（8頁）をご利用いただいたり、②弁護士、司法書士などを財産管理を担う成年後見人に追加選任したり、③弁護士、司法書士などを成年後見監督人に選任することができます。また、事案によっては、④親族を成年後見人に選任せず、弁護士、司法書士などを単独で成年後見人に選任することもあります。

弁護士や司法書士などが成年後見人に選任された場合には、本人の財産から、裁判所が決定した金額の報酬を支払う必要があります。

(2) 成年後見人の職務

ア 身上監護と財産管理

成年後見人の仕事は、本人の**身上監護と財産管理**です。

身上監護に関する主な仕事は、介護契約や福祉サービスに関する契約、施設入所に関する契約、医療に関する契約、要介護認定に関する手続などです。

財産管理に関する主な仕事は、年金などの定期的な収入の管理、施設費や入院費、税金や公共料金などの定期的な支出の管理、預貯金通帳の管理や預貯金の出し入れ、自宅を含む不動産の管理、保険金請求、相続などの手続です。

成年後見人が、これらの行為を行う際には、本人の意思を尊重しつつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮するとともに、財産全体をしっかりと管理し、本人の日常生活に支障をきたさないよう十分に配慮しなければな

りません。

イ 裁判所に対する報告

裁判所は、成年後見人の仕事（後見事務）について、定期的に確認しています（後見監督といいます）。成年後見人は、①成年後見人に選任された直後、②その後毎年1回定期的に、③財産状況に大きな変動があったとき、④後見が終了したとき（主に本人が亡くなったとき）に、後見等事務報告書、財産目録、預貯金通帳のコピーなどを裁判所に提出しなければなりません。

こうけんせいどしえんしんたく 【後見制度支援信託】

後見制度支援信託とは、本人の財産のうち、日常の支払をするのに必要十分な金銭を親族の成年後見人が管理し、当面使う予定がない金銭を信託銀行等に信託する制度です。ただし、この制度を利用できるのは後見の場合に限られ、保佐、補助の場合は利用することができません。

後見制度支援信託を利用する場合、まず、親族の成年後見人とあわせて弁護士や司法書士などの専門職成年後見人が選任されます。専門職成年後見人が一時的に財産管理権を持った上で、本人の生活状況や財産状況がこの制度を利用するのに適しているかどうかを検討します。適していると判断した場合は、専門職成年後見人が信託銀行等と信託契約を締結します。信託の枠組みが作られ、専門職成年後見人の関与の必要がなくなれば、専門職成年後見人は辞任し、財産を親族の成年後見人に引き継ぎます（事案によっては、この流れと異なる場合があります）。

なお、専門職成年後見人に対しては、本人の財産から、裁判所が決定した金額の報酬を支払う必要があります。

【後見制度支援信託と同様の仕組みとなっている金融商品】（以下「後見支援預金」という。）

後見支援預金の基本的な仕組みは、概ね後見制度支援信託と同様です（保佐、補助の場合は利用することができません。）。詳しくは、千葉県信用組合協会が作成した「後見制度支援預金」のリーフレットをご参照ください。同リーフレットは、裁判所において作成したものではありませんので、内容についてのお問い合わせがありましたら、同協会又は取扱信用組合へお願いいたします。

2 保佐

(1) 保佐について

保佐は、判断能力が全くないわけではないものの、著しく不十分な方が対象です。ご利用の場合は「保佐開始」の審判の申立てをしてください。保佐開始の審判とともに、本人を援助する人として**保佐人**が選任されます。

保佐人には、同意権・取消権が付与されるので、本人が重要な契約を結ぶ際に同意を与えたり、同意を得ないでしてしまった契約を取り消すことができます。その一方で、保佐人は成年後見人のように、本人に代わって契約を結ぶ権限（代理権）がありません。本人の状況に応じて、代理権が必要である場合は、保佐開始の審判とあわせて（又は必要になったときに）、「代理権の付与」の審判の申立てをしてください。この申立てには**本人の同意**が必要です。

なお、本人に一定額以上の財産があつて、かつ、保佐人に対して財産管理に関する代理権が付与される場合は、本人の財産を適切に管理し保護するために、親族の保佐人とは別に、①弁護士、司法書士などを財産管理を担う保佐人に追加選任したり、②弁護士、司法書士などを保佐監督人として選任することがあります。また、事案によっては、③親族を保佐人に選任せず、弁護士、司法書士などを単独で保佐人に選任することもあります。

弁護士又は司法書士などが保佐人又は保佐監督人に選任された場合は、本人の財産から、裁判所が決定した金額の報酬を支払う必要があります。

(2) 保佐人の職務

ア 同意・取消

保佐人は、本人が民法第13条第1項に定められている行為（9頁）を行うにあたり、それが本人の利益を害していないかどうかを検討し、利益になると判断した場合には**同意**を与えます。具体的には、契約書に本人が署名押印する際に、「上記契約に同意します」などと記載して保佐人も署名押印し、同意の意思表示をします。

一方、本人が保佐人の同意を得ないでこれらの行為を行った場合は、保佐人はその行為について後から同意するか（追認といいます）、取り消します。

契約を取り消すには、保佐人から契約の相手方に対して、契約を特定し

た上で、それを取り消す旨の意思表示をする必要があります。例えば、
「本人〇〇と貴殿とが平成〇年〇月〇日にした〇〇契約を取り消します。
保佐人〇〇」などと記載した書面を内容証明郵便で相手方に送付する方法
があります。契約を取り消すと、その契約は初めからなかったことになり
ます。したがって、例えば、売買契約を取り消すと、支払った代金は返し
てもらえる代わりに、買った商品は返さなければなりません。

イ 代理

保佐人は、審判で認められた行為について、本人に代わって行うことができます。例えば、預貯金の管理について代理権が付与された場合は、保佐人が本人の代理人として、本人の預貯金の出し入れをすることができます。また、保険金請求の代理権が付与された場合は、本人の代理人として、保険会社に対して保険金を請求することができます。

保佐人が本人に代わって手続をする場合は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮する必要があります。

ウ 裁判所に対する報告

裁判所は、保佐人の仕事（保佐事務）について、定期的に確認しています（保佐監督といいます）。そのため、保佐人は、①保佐人に選任された直後に、②その後毎年1回定期的に、③保佐が終了したときに、それぞれ裁判所に対して、後見等事務報告書を提出しなければなりません。

また、預貯金や不動産の管理など、財産管理に関する代理権が付与されている場合は、成年後見人と同様に、財産目録や預貯金通帳のコピーなども提出しなければなりません。

【民法第13条第1項で規定されている同意を要する行為】

- ① 土地、建物、お金を貸したり、貸したものを返してもらったりすること。
- ② お金を借りたり、他人の保証人になること。
- ③ 不動産や高価な財産を売り買いしたり、貸したり、担保をつけるなどすること。
- ④ ^{そしょう}訴訟を起こしたり、取り下げたりすること。
- ⑤ ^{ぞうよ わかい}贈与や和解等をする事。
- ⑥ 相続を^{しょうにん}承認、^{ほうき}放棄したり、^{いさんぶんかつ}遺産分割をすること。

- ⑦ 贈与や遺贈（遺言により財産を贈与すること）を断ったり、何かを負担することを条件とした贈与や遺贈を受けることを承認すること。
- ⑧ 新築，改築，増築，大修繕の契約をすること。
- ⑨ 宅地を5年超，建物を3年超，動産を半年超に渡って貸貸借契約をすること。

3 補助

(1) 補助について

補助は、判断能力が不十分な方が対象です。ご利用の場合は「補助開始」の審判の申立てをしてください。

補助の場合は、開始の審判だけでは、保佐人のような同意権・取消権や、成年後見人のような代理権が当然には付与されません。本人の状況に応じて、同意権が必要な場合は「補助開始」の審判にあわせて「同意権の付与」の審判を申し立てる必要があります、代理権が必要な場合は「代理権の付与」の審判を申し立てる必要があります。両方とも必要な場合は「同意権の付与」と「代理権の付与」の両方を申し立てる必要があります（補助人が同意権を行使できる行為は、10頁「民法第13条第1項で規定されている同意を要する行為」の一部に限られます）。

「補助開始」の審判、「同意権の付与」の審判及び「代理権の付与」の審判のいずれについても、申立てには本人の同意が必要となります。

本人を援助する人として補助人が選任されます。

なお、本人に一定額以上の財産があつて、かつ、補助人に対して財産管理に関する代理権が付与される場合は、本人の財産を適切に管理し、保護するため、親族の補助人とは別に、①弁護士，司法書士などを財産管理を担う補助人に追加選任したり、②弁護士，司法書士などを補助監督人に選任したりすることがあります。また、事案によっては、③親族を補助人に選任せず、弁護士，司法書士などを単独で補助人に選任することもあります。弁護士又は司法書士などが補助人又は補助監督人に選任された場合は、本人の財産から、裁判所が決定した金額の報酬を支払う必要があります。

(2) 補助人の職務

ア 同意・取消，代理

補助人は、審判で認められた同意権・取消権，代理権を持ちます。

付与された同意権・取消権、代理権の行使については、保佐と同様です。

イ 裁判所に対する報告

裁判所は、補助人の仕事（補助事務）について、定期的に確認しています（補助監督といいます）。そのため、補助人は、①補助人に選任された直後に、②その後毎年1回定期的に、③補助が終了したときに、それぞれ裁判所に対して、後見等事務報告書を提出しなければなりません。

また、預貯金や不動産の管理など、財産管理に関する代理権が付与されている場合は、成年後見人と同様に、財産目録や預貯金通帳のコピーなども提出しなければなりません。

【参 考】

にんいこうけんせいど 任意後見制度について

任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、自らが選んだ人（任意後見受任者といいます）との間で、将来、判断能力が十分でなくなったときに備えて、自分の生活や療養看護、財産管理に関する代理権を与えるために、公正証書によって契約（任意後見契約といいます）を結んでおく制度です。

任意後見契約は、本人の判断能力が十分でなくなったときに、本人や任意後見受任者などが裁判所に**任意後見監督人の選任**の申立てをし、裁判所が弁護士や司法書士などを任意後見監督人に選任したときから効力が生じます。効力が生じると、任意後見受任者は任意後見人として活動することになります。

任意後見人の代理権の内容や報酬の金額などは、任意後見契約の内容によります。また、任意後見監督人の報酬は、本人の財産から支払うことになり、その額は裁判所が決めます。

任意後見契約の詳しい内容や手続については、お近くの公証役場でお尋ねください。

《申立ての手続》

1 申立てをする裁判所

申立てを審理する裁判所は、本人の住所によって決まります（管轄かんかつといいます）。したがって、申立ては、本人の住所地（住民登録をしている場所）又は居住地（実際に生活している場所）を管轄する裁判所にしてください。異なる管轄の裁判所に申し立てると、正しい管轄の裁判所に移す手続が必要になるので、その分だけ審理が遅れることになります。

具体的な管轄については、記載例・資料編の「申立てをする裁判所」（21頁）で確認してください。

2 申立てができる人

申立てができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族などです。

4親等内の親族とは、本人から見て、主として以下の方々です。

- (1) 親，祖父母，子，孫，ひ孫
- (2) 兄弟姉妹，甥おい，姪めい
- (3) おじ，おば，いとこ
- (4) 配偶者の親，子，兄弟姉妹

3 後見人になれない人

後見人になるために必要な資格などは特にありませんが、以下に該当する方は後見人になることができません。

- (1) 未成年者
- (2) 後見人を解任されたことがある人
- (3) 破産手続開始の決定を受け、まだ免責許可の決定を受けていない人
- (4) 本人に対して訴訟をしたことがある人、又はしている人
- (5) (4)に該当する人の配偶者及び直系血族（親，祖父母，子，孫など）
- (6) 行方不明の人

4 申立てに必要な費用

(1) 申立手数料としての収入印紙

後見開始，保佐開始，補助開始，代理権付与，同意権付与 各 800円

* 例えば・・・

後見開始・保佐開始＝800円，保佐開始＋代理権付与＝1600円

補助開始＋同意権付与＋代理権付与＝2400円

(2) 登記手数料としての収入印紙（申立書には貼らない） 2600円分

(3) 郵便切手

	後見開始 合計 3630円	保佐開始，補助開始 合計 4630円
500円切手	4枚	6枚
100円切手	7枚	7枚
82円切手	7枚	7枚
62円切手	3枚	3枚
10円切手	15枚	15枚
1円切手	20枚	20枚

5 申立てに必要な書類（主なもの）

詳しくは、記載例・資料編の「提出書類一覧」（22頁）及び各記載例（24頁以降）を参照してください。

(1) 申立書・申立書付票

申立人，本人，後見人候補者の住所，氏名，生年月日等及び申立ての趣旨・実情等を記載するものです。

後見開始，保佐開始，補助開始のどの申立てをするかは，診断書（成年後見制度用）の「3判断能力についての意見」を参考にしてください。

後見人候補者については，心当たりがなければ空欄でも構いません。

(2) 本人の意見書

本人が意見書を作成できる場合は，申立ての際に提出してください。

(3) 診断書及び診断書付票

本人の判断能力の状態を把握するために最も重要な資料です。裁判所指定の書式を使用し，原則として申立日前3か月以内に作成されたものを提出してく

ださい。

なお、診断書の記載内容によっては、診断書を取り直していただいたり、場合によっては精神鑑定を行うことがあります。精神鑑定が必要な場合は、鑑定費用（5万円～10万円）が別途必要になります。

(4) 後見人等候補者事情説明書

申立人が推薦する後見人候補者が、後見人として適格かどうかを検討する際の重要な資料となります。必ず、後見人候補者本人が作成してください。

(5) 親族関係図

本人を中心とした主な親族関係を理解するための資料となります。特に、推定相続人（本人が亡くなった場合の相続人）は必ず全員記載してください。推定相続人の範囲は、本人の配偶者及び①子ども全員、②子どもがいない場合は両親、③両親もいない場合は兄弟姉妹です。

(6) 親族の同意書

親族間の紛争防止及び審理期間の短縮のため、推定相続人（全員）から、①本人が成年後見制度を利用すること、②申立人が推薦する後見人候補者が後見人に選任されること、について同意している旨の書面を取得し、提出してください（裁判所所定の用紙をご利用ください）。

ただし、永年交流がない、住所が分からないなど、同意書を作成してもらうことが難しい場合は、無理にご用意いただく必要はありません（その場合は、事情を申立書に記載するか、別途書面で提出してください）。

(7) 収支予定表

本人の収支の状況を把握し、将来の生活の見通しを立てるために重要な資料です。収入・支出それぞれの種別ごとに金額を記載してください。

(8) 財産目録

本人の財産状況を把握するのに最も重要な資料です。財産の種類ごとに記載し、通帳のコピーや不動産登記事項証明書、保険証書のコピーなどの資料を添付してください。

(9) 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）、住民票など

申立日前3か月以内に発行されたものを提出してください。場合によっては、改製原戸籍や除籍の謄本も提出していただくことがあります。

(10) 登記されていないことの証明書

申立ての時点で、成年後見制度を利用していないこと（後見、保佐、補助、

任意後見のいずれの登記もされていないこと)を証明するものです。申立日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

全国の法務局本局の窓口で申請することができます(千葉県内では、千葉市中央区の千葉地方法務局。支局・出張所では取り扱っていません)。また、東京法務局では郵送での申請も受け付けています。

本人以外の方が申請する場合は、戸籍の全部事項証明書など本人との親族関係を証明する書面や、申請者の本人確認書類が必要になります。「『登記されていないことの証明書』の交付申請に当たっての留意事項」(最終頁)をよくお読みください。ご不明な点は法務局にお尋ねください。

【千葉県の窓口申請】

千葉地方法務局 (JR 京葉線・モノレール千葉みなと駅 徒歩10分)

千葉市中央区中央港1丁目11番3号 電話043-302-1316



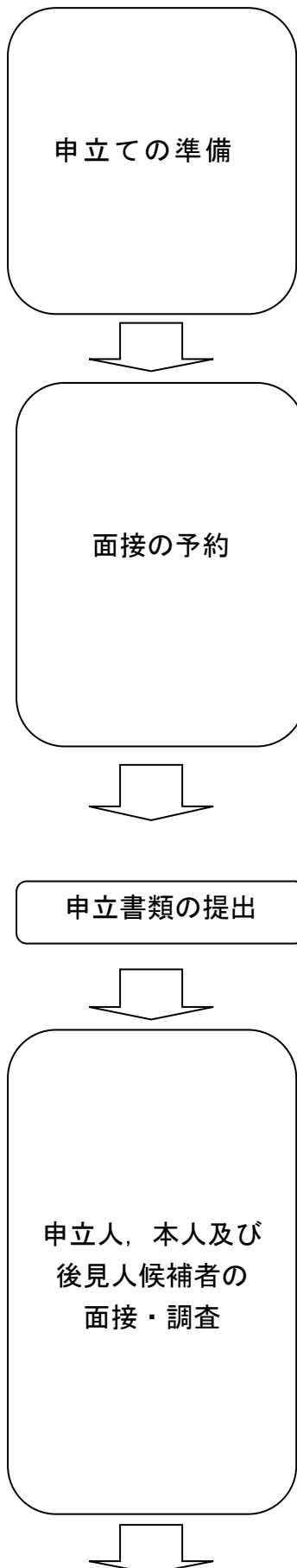
【郵送による申請】 (窓口申請も可)

東京法務局 民事行政部後見登録課 (地下鉄九段下駅 徒歩5分)

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

〒102-8226 電話03-5213-1360

《手続の流れ》



- 主治医に診断書を作成してもらう
- 戸籍謄本・住民票など公的書類を申請する
- 申立書等を作成する
- 預貯金通帳など財産関係資料をコピーする
- 親族や本人に同意書を作成してもらう（申立内容や事情によっては不要です）

【後見開始の申立ての場合】

申立書や添付書類などの必要書類一式がそろったら、電話で面接の予約をしてください（一部の支部では予約不要です）。

【保佐開始・補助開始の申立ての場合】

予約は不要です。

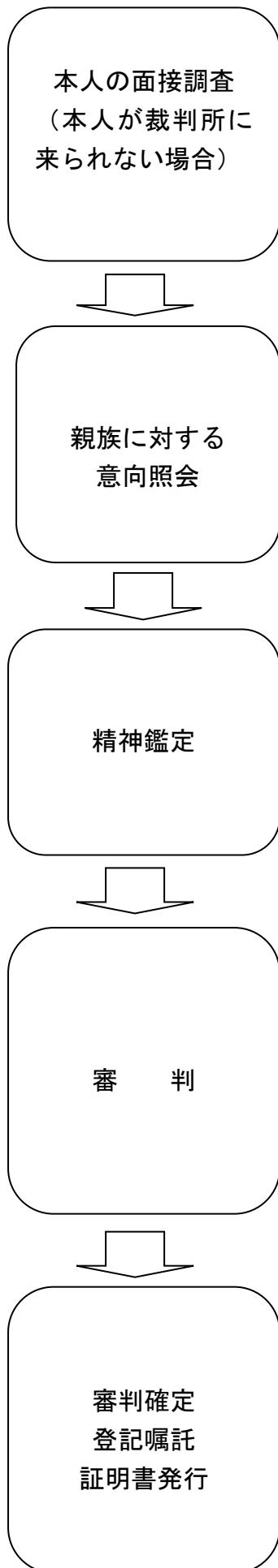
（木更津支部では申立前の予約も受け付けています。）

本人の居住地を管轄する裁判所に、申立書類一式を提出してください。郵送でも構いません。

予約の日時に、裁判所の担当者が、申立人及び後見人候補者から詳しい事情を伺います。所要時間はおおむね2時間です。

当日は、印鑑と本人確認資料（免許証など）をお持ちください。

面接では、申立ての目的、本人の生活状況、心身の状況及び財産状況、後見人候補者の生活状況、後見の方針などについて伺います。また、後見人の仕事や役割、責任などについても説明します。



本人が、施設入所・入院などにより裁判所に来ることができない場合は、診断書等により本人の心身の状況を判断の上、後日、必要に応じて、裁判所の担当者が施設等を訪問して面接調査を行います。

申立ての際に、何らかの事情で親族（推定相続人）の同意書を提出できなかった場合は、当該親族と本人との関わりの程度によって、必要に応じて、裁判所から当該親族に対して申立ての内容を伝え、意向を確認します。

精神鑑定は、本人の判断能力を医学的に厳密に判定するための手続です。本人の心身の状況や診断書の記載内容によっては、精神鑑定は省略されます。精神鑑定を行う場合の費用は5～10万円で、申立人から裁判所に事前に納付していただきます。

申立書類、調査結果、鑑定結果等の内容を総合的に審理し、成年後見制度の利用が相当と判断されれば、後見開始の審判と同時に後見人を選任します。

裁判所の判断によっては、申立人が推薦した後見人候補者ではない人が後見人に選任されることもあります。

審判書謄本を受け取った後、不服申立てがないまま2週間が経過すると、審判が確定し効力を発します。

確定すると、裁判所から東京法務局に対して成年後見登記の嘱託をします。確定後約2週間で登記事項証明書の発行を受けられるようになります。

《MEMO》